

地域全体で中小企業・小規模企業を応援します

平成 29 年 4 月 1 日施行

甲府市 中小企業・小規模企業振興条例



甲 府 市

なぜ、中小企業・小規模企業振興条例が必要なの？



甲府市中小企業・小規模企業振興条例「前文」

本市の発展に重要な役割を担う中小企業・小規模企業が、持続的な成長を遂げていくためには、中小企業・小規模企業自らが、創意工夫を活かした事業を意欲的に展開していくとともに、地域社会を構成する多様な主体が連携・協力をし、支援を行っていくことが重要です。

そこで、中小企業・小規模企業の振興について、その基本理念や施策の方向性を定め、地域社会全体で取り組むことにより、本市のさらなる発展を目指す礎とするため、この条例を制定しました。

「中小企業者」、「小規模企業者」の定義（「中小企業基本法」第2条第1項及び第5項）

業種分類	中小企業者		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	
製造業その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下

この条例の目的は？

「目的」（第1条）

基本理念やその他の基本となる事項を定めるとともに、市の責務などを規定することにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、本市の経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的としています。



中小企業・小規模企業振興の基本となる考え方は？

「基本理念」（第3条）

- 中小企業・小規模企業が、地域社会の発展・市民生活の向上に貢献している重要な存在であるという認識の下に推進されること
- 中小企業者・小規模企業者の経営の改善・向上のための自主的な努力が助長されるよう推進されること
- 中小企業者・小規模企業者の活力が最大限発揮され、事業の持続的な発展が図られるよう推進されること
- 市・中小企業関係団体・金融機関・大企業者・教育機関やその他の関係機関・市民は、中小企業者・小規模企業者とともに相互に連携・協力すること

地域社会全体で中小企業・小規模企業の振興に協力します！

「金融機関の役割」(第7条)

- 資金の供給・経営相談等を通じて、中小企業者・小規模企業者の経営の改善・向上を支援
- 創業を希望する者に対する積極的な支援
- 市が実施する施策への協力

「中小企業関係団体の役割」(第6条)

- 相談・指導・研修の充実等による、中小企業者・小規模企業者の経営の改善・向上の支援
- 創業を希望する者に対する積極的な支援
- 市が実施する施策への協力

「大企業者の役割」(第8条)

- 経営の革新等に取り組む中小企業者・小規模企業者への技術的支援等
- 市内の中小企業・小規模企業において生産・製造・加工される物品・提供されるサービスの積極的な活用等
- 市が実施する施策への協力

「中小企業者及び小規模企業者の努力」(第5条)

- 自主的な経営の改善・向上
- 地域社会の発展・市民生活の向上に貢献
- 円滑な事業の承継、労働者の積極的な雇用・人材の育成・労働環境の整備
- 市内で生産・製造・加工される物品・提供されるサービスの積極的な活用等
- 市が実施する施策への協力

「市の責務」(第4条)

- 基本理念にのっとり、施策を総合的に策定・計画的に推進
- 施策の策定・推進に当たっては、中小企業者・小規模企業者、関係機関の意見を反映

「教育機関等の役割」(第9条)

- 健全な職業観・勤労観の醸成
- 研究開発の成果の普及、中小企業・小規模企業との共同研究の推進、企業活動に必要な情報の収集・提供
- 市が実施する施策への協力

「市民の理解と協力」(第10条)

- 中小企業・小規模企業が、地域の経済・雇用を支え、市民生活の向上に寄与していることへの理解
- 市内で生産・製造・加工される物品・提供されるサービスの積極的な活用等により、中小企業・小規模企業の振興に協力



本市が取り組む「基本的施策」

「人材の育成及び確保」(第 11 条)

- 経営者・後継者の育成を支援
- 従業員等の技能・知識の向上を支援
- 教育機関等と連携して、若者等の中小企業・小規模企業への就業意識を醸成
- 就業を希望する者への多様な就業の機会の創出
- 仕事と子育てとの両立を支援することにより、女性の就業を促進
- 事業活動・雇用等に関する情報の発信

「創業の促進」(第 13 条)

- 関係機関と連携した、創業に必要な情報の提供・相談・研修の充実・資金の円滑な供給

「販路拡大の促進」(第 14 条)

- 国内外における商談機会等の創出
- 新技術・新商品の開発を支援

「経営基盤の強化」(第 12 条)

- 経営に関する相談・指導等の充実に関する取組を支援
- 円滑な資金調達を支援

「地場産業の振興」(第 15 条)

- 技術の承継・事業の継続等を支援
- 地場産品の普及を促進するための活動等を支援

「施策を推進するための措置」

「財政上の措置」(第 16 条)

「広報活動の充実」(第 17 条)

「中小企業・小規模企業振興推進委員会の設置」(第 18 条)



どんな取組を進めていくの？

市は「基本的施策」に基づき、次のとおり各種施策を推進していきます。



新規・拡充事業一覧

経営者・後継者育成事業	人材の育成及び確保	担当課
経営者や後継者の育成を目的としたセミナー等を開催します。		商工課
新入社員・若手従業員育成事業	人材の育成及び確保	担当課
新入社員や若手従業員の育成を目的としたセミナー等の開催を支援します。		商工課
女性の社会参画促進に向けた調査・分析	人材の育成及び確保	担当課
「地域消費動向調査」に併せて、女性の社会参画促進に向けた調査を実施します。		商工課
女性の活躍推進に取り組む事業所等の表彰	人材の育成及び確保	担当課
女性の活躍推進に取り組む事業所等を表彰し、市ホームページ等で公表します。		人権男女参画課
女性の活躍事例等のセミナーの開催	人材の育成及び確保	担当課
女性の活躍事例等のセミナーを開催します。		人権男女参画課
「(仮称) 甲府市産業支援サイト」の開設	人材の育成及び確保	担当課
本市中小企業の持つ魅力や地場産品等のPR、雇用の創出に向けた情報等を集約したサイトを開設します。		商工課
「甲府市中小企業振興融資制度」の拡充① ※次ページ参照	経営基盤の強化	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・「中小企業経営改善資金」など9つの融資メニュー（「小規模企業者小口資金」を除く）の融資利率を、一律0.2%引き下げました。 ・「小規模企業者小口資金」の利用限度額を1,250万円に拡大しました。 		商工課
「甲府市中小企業振興融資制度」の拡充② ※次ページ参照	創業の促進	担当課
これから創業する方や創業後5年未満の方の資金供給を支援するため、「創業支援資金」を新設しました。また、「創業支援事業計画」における「認定特定創業支援事業による支援を受けたことの証明」を市町村から受けた方に1.0%の利子補給を行います。		商工課
ジェットロ山梨と連携した販路拡大の促進	販路拡大の促進	担当課
ジェットロ山梨と連携した海外への販路拡大の促進を図ります。		商工課
やまなし産業支援機構と連携した販路拡大の促進	販路拡大の促進	担当課
やまなし産業支援機構が主催するタイでのジュエリー商談会に協力し販路拡大の促進を図ります。		商工課
「甲府のワイン」のブランド化による産業の活性化	地場産業の振興	担当課
本市独自の物語性を持ったスパークリングワインを新たに開発し、ブランド化することにより、「甲府のワイン」に対する認知度を一層高め、本市のワイン産業の発展とワインを活用した誘客の促進による地域活性化を図ります。		商工課
「(仮称)甲府市発酵食品&ジュエリー・クラフトイベント」の開催	地場産業の振興	担当課
ワインをはじめとする、本市の発酵食品など発酵食文化の素晴らしさを県内外に向けて発信する発酵食品イベントと、「宝石のまち」を印象付けるジュエリー・クラフト市を同時開催することで、ブランド力の向上と地域活性化を図ります。		商工課

※「甲府市中小企業振興融資制度」資金一覧 *色つきは、平成29年度改正点

資金	資金の内容	資金使途	利用限度額	融資利率 (%) <small>(注)</small>	償還期間 (最長据置期間)	取扱金融機関
中小企業 経営改善資金	中小企業者の経営の安定、 施設の近代化及び合理化の ために必要な資金	運転資金	2,000万円	2.0 セ保証 1.8	5年以内 (6ヶ月)	山梨中央銀行 本・支店 甲府信用金庫 本・支店
		設備資金	3,000万円		10年以内 (12ヶ月)	
創業支援資金	新たに事業を開始するた めに必要な資金	運転資金	1,000万円	2.1 全保証 1.9 (0.9)	5年以内 (6ヶ月)	山梨信用金庫 本・支店 山梨県民信用組合 本・支店
		設備資金	1,500万円		10年以内 (12ヶ月)	
中小企業 事業転換資金	経済環境の変化に対応し て、事業の転換又は多角 化を図るために必要な資 金	運転資金	1,000万円	2.0 セ保証 1.8	5年以内 (6ヶ月)	みずほ銀行 甲府支店 りそな銀行 甲府支店
		設備資金	3,000万円		10年以内 (12ヶ月)	
地場産業振興資金	地場産業の振興を図り、経 営の近代化、経営基盤を確 立するために必要な資金	運転資金	2,000万円	1.9 セ保証 1.7	5年以内 (6ヶ月)	商工組合中央金庫 甲府支店
		設備資金	3,000万円		10年以内 (12ヶ月)	
大規模小売店舗等 進出対策資金	大規模小売店舗等の進出等 により、事業活動に相当影 響を受ける場合に必要な資 金	運転資金	1,000万円	1.9 セ保証 1.7	7年以内 (6ヶ月)	
		設備資金	5,000万円	2.0 セ保証 1.8	12年以内 (12ヶ月)	
特別経営安定資金	取引先企業の倒産、為替 相場の急激な変動又は経済 の不況若しくは急激な変動 により著しい影響を受ける 場合に必要な資金	運転資金 (連鎖倒産防止対策)	4,000万円	1.6 セ保証 1.4	10年以内 (12ヶ月)	
		運転資金 (為替変動対策)	2,000万円		7年以内 (12ヶ月)	
		運転資金 (不況対策)				
災害復旧対策資金	地震、風水害、火災等の 災害により、著しい影響を 受け、復旧のために必要な 資金	運転資金	1,000万円	1.4 セ保証 1.2	7年以内 (12ヶ月)	
		設備資金	2,000万円	1.6 セ保証 1.4	10年以内 (12ヶ月)	
季節資金	資金需要が活発となる夏季 (6～8月)、年末年始(11 ～1月)の金融円滑化のた めに必要な資金	運転資金	500万円	1.6 セ保証 1.4	5月以内	
協同組合育成資金	協同組合の健全な発展と構 成員の経営の安定化を図る ために必要な資金	運転資金	2,000万円	2.1 セ保証 1.9	5年以内 (6ヶ月)	
		設備資金	5,000万円		10年以内 (12ヶ月)	
		共同施設 設置資金	10,000万円	1.8 セ保証 1.6	12年以内 (12ヶ月)	
小規模企業者 小口資金 (無担保・無保証人)	小規模企業者の事業の安 定、施設の近代化のために 必要な資金	普通資金 (運転資金)	1,250万円	2.2 (1.0)	5年以内 (6ヶ月)	山梨中央銀行 甲府信用金庫 山梨信用金庫 山梨県民信用組合 各本・支店
		普通資金 (設備資金)	1,250万円		7年以内 (6ヶ月)	
		緊急資金 (運転資金)	50万円	1.8 (0.6)	1年以内 (2ヶ月)	

(注) 融資利率

①セ保証…セーフティネット保証第1号から第6号の保証・東日本大震災復興緊急保証をいい、セ保証付きは上段の利率より0.2%減じます。

②全保証…創業関連保証、支援創業関連保証及び創業等関連保証をいい、全保証付きは上段の利率より0.2%減じます。

③()内の利率は利子補給後の実質利率

既存事業等一覧

事業名等	基本的施策
こうふフューチャーサーチ普及促進事業	人材の育成 及び確保
移住定住相談と連携した就業の促進	
甲府テレワークヴィレッジ化構想	
女性の社会参加促進啓発事業	
子育て応援優良事業者表彰	
ファミリー・サポート・センター事業	
放課後児童クラブ	
甲府市就職応援サイト	
「ワークプラザ甲府」の開設	
「甲府市就職応援合同企業説明会」の実施	
甲府市内中学校一斉職場体験学習	
甲府市工業協会や甲府市観光協会と連携した中小企業への支援	経営基盤の 強化
商工業団体等事業費補助事業	
やまなし産業支援機構への職員の派遣	
農業経営基盤強化促進対策事業	
「甲府市創業支援事業計画」の推進	創業の促進
リノベーションまちづくり事業	
中心市街地空き店舗活用事業	
甲府ブランド認定制度	販路拡大の 促進
物産展等出展支援事業	
各種イベントにおける甲府ブランドのPR	
地域伝統産業後継者育成事業	地場産業の 振興
地場産業振興対策事業	
ジュエリー・クラフト関連拠点店舗運営事業	

※その他、新たな事業についても、検討を進めてまいります。



こうふ開府500年
1519 - 2019

..... 問い合わせ先

甲府市産業部観光商工室商工課

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目 18 - 1
TEL : 055-237-5695
FAX : 055-227-8065